

後部座席シートベルト義務化

これまで努力義務だった後部座席のシートベルト着用が完全義務化となり、運転者は同乗者全員にシートベルトを着用させなければなりません。

後部座席シートベルト非着用で起きる3つの危険

①自分自身に大きな被害

事故の衝撃により、想像以上の力で前席シート、天井、ドア等に叩きつけられ自らが大きな被害を受けます。
→後部座席シートベルト着用で、後席乗員致死率が約**1/4**に！

②車外放出の危険

衝突の衝撃により車のガラスを突き破り、車外に放り出されてしまう可能性もあります。生命の危険が及ぶだけでなく、他の車を巻き込んだ多重事故につながります。
→後部座席シートベルト着用で、後席乗員車外放出の危険性が約**1/2**に！

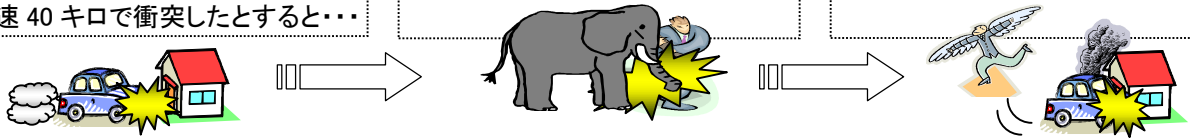
③前席同乗者への加害

衝突の衝撃で後部座席の乗員が前方に飛び出すことにより、前席乗員をシートとエアバックの間で押し潰し、圧死させる危険性があります。前席乗員の重傷確率も格段に高くなります。
→後部座席シートベルト着用で、前席乗員の頭部重傷率が約**1/50**に！

後部座席にシートベルトを着用していない体重60キロの人が乗車中、時速40キロで衝突したとすると...

体重の30倍1.8トンの象に匹敵する重さで前席乗員を押しつぶし...

後席乗員自身にも1.8トンの重量がかかり、車外放出の危険も！



後部座席シートベルトの正しい着用ポイント

- ① 座席の正しい位置にしっかりと深く腰掛ける
- ② 腰ベルトはズボンのベルト位置より下で、左右の腰骨を押さえるように着用！



- ③ 肩ベルトの位置を正しく着用。首やアゴにかかったり、肩からずり落ちたりしないように



ベルトに余分なたるみ、ねじれがないように。首に絡まる等の思わぬケガを招く危険が！

後部座席シートベルトの着用が免除される場合

◆元々後部座席シートベルトがない車両



(道路運送車両の保安基準による座席ベルト備え付け義務がない車両)

◆負傷や障害、妊娠中などでシートベルトを装着する事が適当でない人
◆座高が高い・低い、肥満等身体の状態適切にシートベルトを装着できない人

- ・乗車人数の制限は超えないが、シートベルト装着数以上の人数が乗車する時
(例)12歳未満の子供は3人で大人2人としてカウントされ、乗車定員5名の車には、大人2人と子供は4人まで乗る事ができる。その場合、シートベルト装着数以上が乗車するため、足りない1人分は免除
- ・緊急自動車の用務に従事している時
- ・人の生命、危害を及ぼす行為の発生を警戒する職務に従事している時
- ・郵便物の集配、ゴミ収集車などで、頻繁に乗降する区間で業務中の時
- ・警察用自動車に護衛、または誘導されている時
- ・選挙カーに乗車する候補者、または運動員



(道路交通法施行令第26条3の2より)

後部座席シートベルト着用義務を怠った場合

	着用義務	行政処分	反則金
高速自動車国道等	○	点数1点	なし
一般道路	○	なし	なし

一般道路においても着用しなければなりません。法律で義務付けられています。着用しないことで自分が凶器となり、同乗者を傷つけることもあり得るのです。

全員シートベルト着用は、ドライバーの責任です！

出典：警察庁HP、社会法人日本自動車連盟(JAF)HP